

調査票情報の二次利用制度の概要

平成29年 9月11日

総務省

調査票情報の二次利用制度の概要

調査票情報

公的機関

統計法第32条

- 調査を実施した各府省（調査実施者）が利用

統計法第33条第1号

- 国の行政機関、都道府県、市区町村、独立行政法人等の公的機関（調査実施者以外）に提供

研究者等

統計法第33条第2号の利用要件

- 公的機関が他者に委託し、又は他者と共同して行う調査研究
- 公的機関が公募により費用を補助する調査研究
- 行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が、政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

匿名データ

利用目的

- 学術研究の発展に資すると認められる場合
- 高等教育の発展に資すると認められる場合
- 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合

オーダーメイド集計

利用目的

- 学術研究の発展に資すると認められる場合
- 高等教育の発展に資すると認められる場合

調査票情報の提供等の概要

提供等の概要

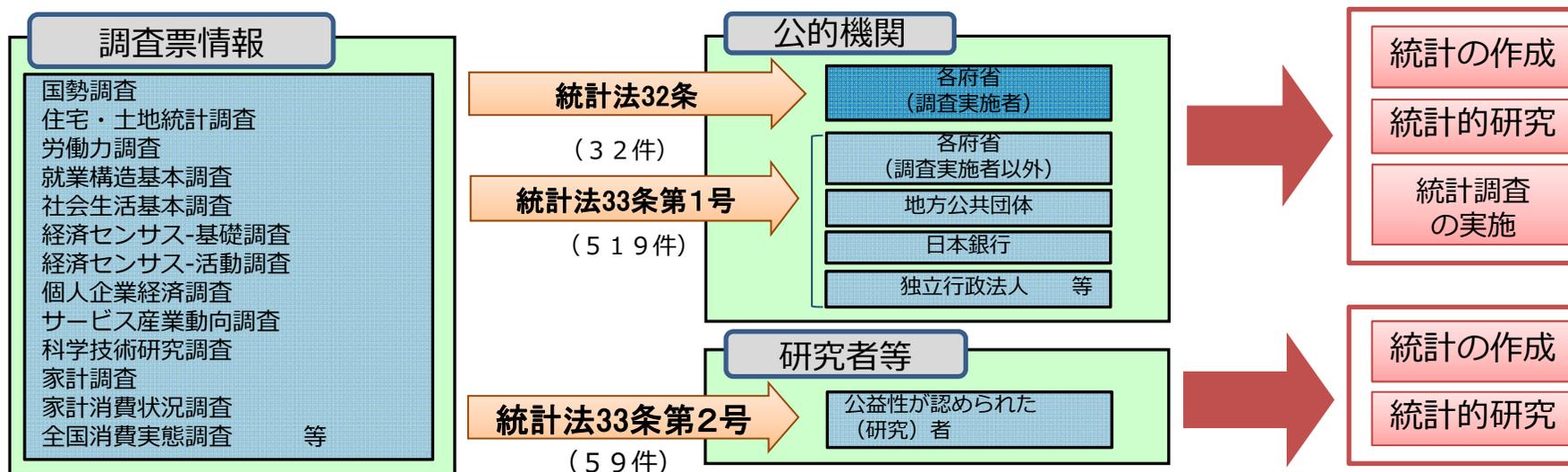
- 統計法第32条に基づき、統計の作成、統計的研究及び名簿の作成を行うため、調査を実施した各府省が調査票情報を利用
- 統計法第33条第1号に基づき、統計の作成、統計的研究及び名簿の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、市区町村、独立行政法人等の公的機関に調査票情報を提供
- 統計法第33条第2号に基づき、統計の作成、統計的研究を行うため、第1号と同等の公益性が認められた(研究)者に調査票情報を提供

【これまでの経緯】

- ・平成21年4月 統計法の改正により、旧法における目的外使用の規定を引き継ぐものとして、調査票情報の提供を開始

【調査票情報の提供後の取扱い】

- ・統計法第42条第1項第1号に基づき、提供された調査票情報を適正に管理
- ・統計法第43条第1項第1号に基づき、調査票情報の提供を受けた者に守秘義務
- ・統計法第43条第2項に基づき、提供を受けた調査票情報は利用目的の範囲内での利用に限定
- ・利用期間終了後、調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報やその利用に必要なドキュメント等について、書面の場合は溶解等により、電磁的方法による記録の場合は速やかに消去することや電磁的記録媒体自体を粉砕すること等により、できる限り復元困難な状態にし、使用後の処置について当該調査票情報の提供元の行政機関又は届出独立行政法人等に報告。
(統計法第33条の運用に関するガイドライン(平成20年12月24日総務省政策統括官(統計基準担当)決定))



※ 上記カッコ内は、総務省統計局所管統計調査の平成28年度提供実績

匿名データの概要

作成の概要

- 統計法第35条に基づき、統計委員会に意見を聴き、調査票情報を加工して、匿名データを作成

提供の概要

- 統計法第36条に基づき、学術研究の発展に資すると認める場合に提供
統計法施行規則第15条により、以下に掲げる場合であって、統計の作成等のみへの使用、本来目的に供することを直接の目的とすること、成果の公表及び適正管理に必要な措置を要件
 - 学術研究の発展に資すると認められる場合
 - 高等教育の発展に資すると認められる場合
 - 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合

【これまでの経緯】

- ・平成21年4月 統計法の改正により、新たに匿名データの作成及び提供を開始

【課題】

- ・早期に匿名データを提供するため、データの検証及び手続きの効率化
- ・一般の人でも利用できる匿名データ（PUF：Public Use File）の作成及び提供
⇒攪乱的手法を適切に適用し、秘匿性を高めた匿名データの作成について検討

【匿名データの提供後の取扱い】

- ・統計法第42条第1項第2号に基づき、提供された匿名データを適正に管理
- ・統計法第43条第2項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統計等は利用目的の範囲内での利用に限定
- ・利用期間終了後、直ちに、ハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去。その上で、媒体を提供機関等へ返却

（匿名データの作成・提供に係るガイドライン（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定））

オーダーメイド集計の概要

提供等の概要

- ▶ 統計法第34条に基づき、学術研究の発展に資すると認める場合等、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を作成し、提供
- ▶ 学術研究の発展に資すると認められる場合
統計法施行規則第10条により、以下に掲げる場合であって、本来目的に供することを直接の目的とすること及び成果の公表を要件
 - 学術研究の発展に資すると認められる場合
 - 高等教育の発展に資すると認められる場合

【これまでの経緯】

- ・平成21年4月 統計法の改正により、あらたにオーダーメイド集計の提供を開始
- ・平成28年4月 統計法施行規則を改正し、利用目的を緩和
(学術研究の発展に資すると認められれば、営利目的であっても利用可能とした)

【統計成果物の提供後の取扱い】

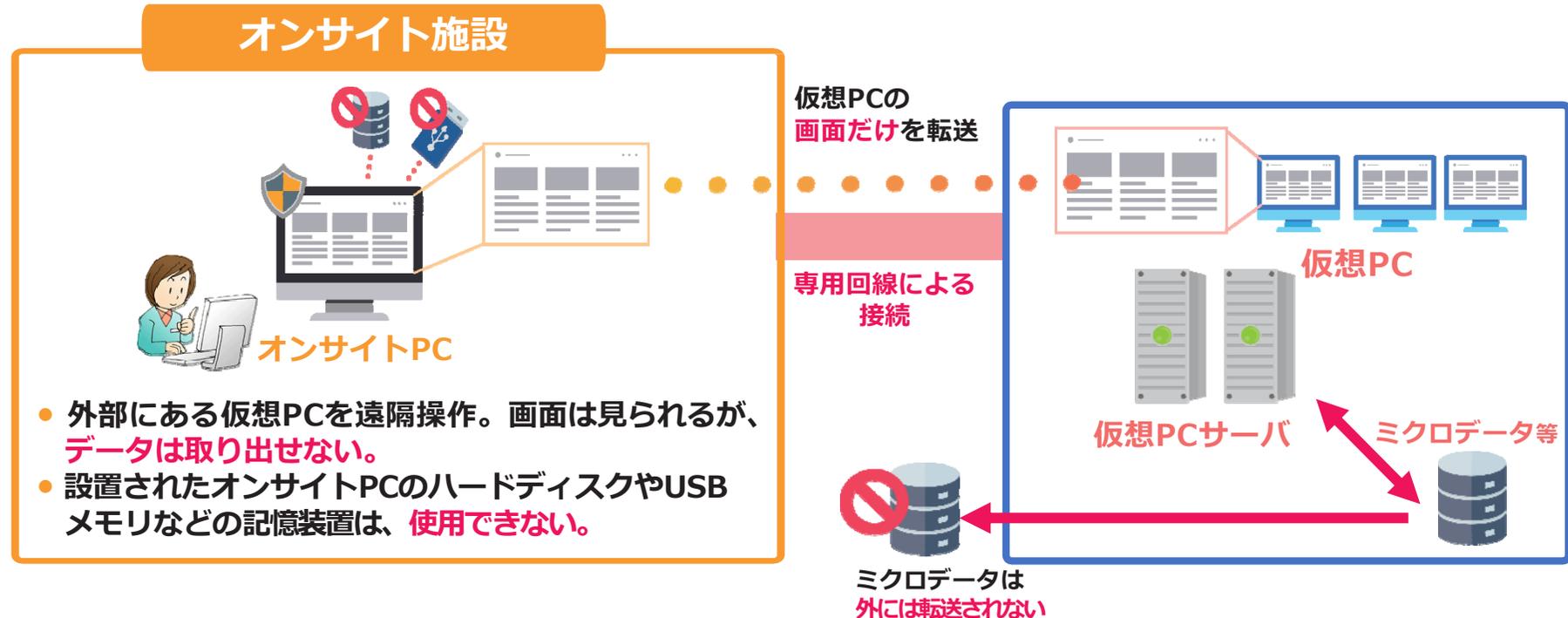
- ・利用目的以外の目的のための自己利用又は提供の禁止
(委託による統計の作成等に係るガイドライン(平成21年2月17日総務省政策統括官(統計基準担当)決定))

※ 総務省統計局所管の統計調査オーダーメイド集計に係る事務は、(独)統計センターに委託している。

オンサイト利用について

データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、**高度な情報安全性**を備えることにより、**その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設**

(イメージ例)



- ※ 現在、オンサイト利用については、平成28年7月に「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」を策定し、平成29年1月からオンサイト施設の試行運用を開始（4拠点）
- ※ 平成30年度以降、試行運用状況等を踏まえ、参加拠点を段階的に拡大予定

オンサイト利用の流れ（イメージ）

イメージ

